

随意契約の公表（令和5年4月～令和5年9月締結分）

番号	事業実施所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含む]	地方公営企業法施行令第21条の14第1項の根拠条項	随意契約の理由	備考
1	本部 計画課	設計積算システム 保守運用業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	㈱管総研 兵庫県尼崎市浜1-1-1	14,707,000	第2号	設計積算システムを開発し、プログラム等についての著作権を有している㈱管総研でなければ、業務の履行が困難であるため、随意契約により契約を締結した。	
2	本部 計画課	MCA無線毎月利用料(基本及びネットワーク利用料)本部60台分	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(一財)移動無線センター 東京都新宿区西新宿3-7-1	1,940,400	第2号	MCA無線を利用するにあたり、(一財)移動無線センターが無線利用の権利を有する唯一の機関であるため、随意契約により契約を締結した。	
3	本部 浄水課	令和5年度自家用電気工作物保安管理業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	一般財団法人四国電気保安協会 高松市福岡町三丁目31-15	14,223,000	第2号	電気事業法第43条第1項の規定に基づく電気工作物の保安管理が可能であり、当該施設について精通しており、緊急時にも対応可能な唯一の業者であるため随意契約により契約を締結した。	
4	本部 総務企画課	香川県広域水道企業団例規システム運用・保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	㈱ぎょうせい四国支社 愛媛県松山市二番町4-1-2	2,288,000	第2号	システムに係る知的財産権は㈱ぎょうせいが有しており、同社のほかに、同システムの運用・保守を行うことができる者はいないため、随意契約により契約を締結した。	
5	本部 総務企画課	香川県広域水道企業団文書管理システム運用・保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ四国 愛媛県松山市三番町4-9-6	5,953,860	第2号	システムに係る知的財産権は㈱エヌ・ティ・ティ・データ四国が有しており、同社のほかに、同システムの運用・保守を行うことができる者はいないため、随意契約により契約を締結した。	
6	本部 総務企画課	香川県広域水道企業団グループウェアシステム運用・保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	㈱四国日立システムズ 高松市中央町5-31	3,550,800	第2号	システムに係る知的財産権は㈱四国日立システムズが有しており、同社のほかに、同システムの運用・保守を行うことができる者はいないため、随意契約により契約を締結した。	
7	本部 総務企画課	香川県広域水道企業団ネットワーク監視・運用・保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	ソフトバンク㈱ 東京都港区海岸一丁目7-1	5,983,560	第2号	ソフトバンク㈱が構築した企業団ネットワークの監視・運用・保守を行うものであり、他者に履行させると業務に著しい支障が生じるおそれがあるため、随意契約により契約を締結した。	
8	本部 総務企画課	香川県広域水道企業団ホームページに係る保守・運用業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	福泉㈱ 愛媛県松山市雄郡1丁目1-32	1,153,680	第2号	ホームページ運用システムを設計・開発した福泉㈱が知的財産権を有しており、同社のほかに、同システムの運用・保守を行うことができる者がいないため、随意契約により契約を締結した。	
9	本部 総務企画課	情報漏えい賠償責任保険	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年4月1日	公益社団法人日本水道協会 東京都千代田区九段南4-8-9	2,178,680	第2号	公益社団法人日本水道協会は当企業が正会員として加入している団体であり、ほかに情報管理上の過失による損害賠償を補うことのできる保険が見当たらないため、随意契約により契約を締結した。	※保険加入時期は、令和5年4月1日16:00～令和6年4月1日16:00まで

番号	事業実施所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含む]	地方公営企業法施行令第21条の14第1項の根拠条項	随意契約の理由	備考
10	本部 総務企画課	旧情報システム基盤機器撤去返却作業	令和5年5月10日	令和5年5月10日 ～ 令和5年6月9日	ソフトバンク㈱ 東京都港区海岸一丁目7-1	2,090,000	第2号	機器の借入先であるソフトバンク㈱に返却する必要があり、導入時のシステム構築及び保守運用業務を受注した同社でないと、撤去作業が困難であるため、随意契約により契約を締結した。	
11	本部 総務企画課	令和5年度香川県広域水道企業団職員循環器等健康診断等業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	一般社団法人瀬戸健康管理研究所 善通寺市原田町27-1	Aコース 8,198円 Bコース12,074円 雇入時健康診断15,269円 胃部X線検査間接撮影4,950円 喀痰細胞診検査2,619円 便検査1,694円 情報機器作業従事者健診4,070円	第2号	業務実施に当たり受託者を公募したところ、1者から応募があり、当該業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 1,582,622 円
12	本部 企画調整課	香川県広域水道企業団水道料金システム保守・運用業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	日本電気㈱四国支社 高松市中野町29-2	85,771,070	第2号	日本電気㈱は、令和2年度から当企業団の水道料金システム構築及び保守・運用を行っていることから、日本電気㈱以外の者に履行させた場合、水道料金システムの保守・運用に著しい支障が生じる可能性があるため、随意契約により契約を締結した。	
13	本部 企画調整課	香川県広域水道企業団水道料金等コンビニエンスストア収納業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	SMBCファイナンスサービス㈱ 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23-20	1件当たり57.2円	第2号	SMBCファイナンスサービス㈱は、令和2年度から水道料金等のコンビニ収納を行っており、当企業団が使用する水道料金システムのコンビニ収納に係るデータ受信について同社の方式に合わせたシステム改修を行っていることから、SMBCファイナンスサービス㈱以外の者に履行させた場合と比べて、著しく有利な価格で契約を締結することができるため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 22,822千円
14	本部 企画調整課	香川県広域水道企業団水道料金システムインボイス対応システム改修業務	令和5年5月23日	令和5年5月23日 ～ 令和5年9月30日	日本電気㈱四国支社 高松市中野町29-2	4,213,000	第2号	日本電気㈱は、当企業団の水道料金システム構築及び保守・運用を行っていることから、日本電気㈱以外の者に履行させた場合、水道料金システムの保守・運用に著しい支障が生じる可能性があるため、随意契約により契約を締結した。	
15	本部 企画調整課	香川県広域水道企業団水道料金クレジット収納代理業者変更対応業務	令和5年6月8日	令和5年6月8日 ～ 令和5年10月31日	日本電気㈱四国支社 高松市中野町29-2	8,789,000	第2号	日本電気㈱は、当企業団の水道料金システム構築及び保守・運用を行っていることから、日本電気㈱以外の者に履行させた場合、水道料金システムの保守・運用に著しい支障が生じる可能性があるため、随意契約により契約を締結した。	
16	本部 企画調整課	香川県広域水道企業団水道料金システム更新及び保守・運用業務	令和5年8月15日	令和5年8月15日 ～ 令和11年3月31日	日本電気㈱四国支社 高松市中野町29-2	564,842,520	第2号	日本電気㈱は、令和2年度から当企業団の水道料金システム構築及び保守・運用を行っていることから、日本電気㈱以外の者に履行させた場合、水道料金システムの保守・運用に著しい支障が生じる可能性があるため、随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
17	本部 企画調整課	汎用ハガキによるク レジット終了のお知 らせ作成業務	令和5年9月25日	令和5年9月25日 ～ 令和5年11月30日	日本電気(株)四国支社 高松市中野町29-2	1,381,600	第2号	日本電気(株)は、当企業団の水道料金シス テム構築及び保守・運用を行っていることか ら、日本電気(株)以外の者に履行させた場 合、水道料金システムの保守・運用に著しい 支障が生じる可能性があるため、随意契約 により契約を締結した。	
18	本部 財産契約課	香川県広域水道企 業団建設工事等シ ステム保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和9年12月31日	(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ四国 愛媛県松山市三番町 4-9-6	40,578,780	第2号	本業務は建設工事管理等システムにおける 保守業務委託であり、建設工事管理等シス テムについての専門的な知識やサービスが 求められることから、(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ四国でなければ技術的に困難であるため、 随意契約により契約を締結した。	
19	本部 財産契約課	かがわ電子入札シ ステム及び建工工 事管理等システム 自動連携機能に係 る保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ四国 愛媛県松山市三番町 4-9-6	2,309,120	第2号	本業務はかがわ電子入札システムと香川県 広域水道企業団建設工事管理等システムと の自動連携に係る保守業務委託であり、両 システムの保守業務を実施している(株)エヌ・ ティ・ティ・データ四国でなければ技術的に困 難であるため、随意契約により契約を締結し た。	
20	本部 財産契約課	かがわ電子入札シ ステムの使用及び 使用料に関する令 和5年度協定書	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	香川県 高松市番町四丁目 1-10	2,959,200	第2号	かがわ電子入札システムについては、香川 県と県内市町が共同運用するシステムであ り、管理運営元である香川県と締結している 基本協定に基づき、別途使用料に係る年度 協定を締結した。	
21	本部 財産契約課	自動車燃料等の購 入	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	香川県総合エネルギー 協同組合 高松市天神前10-5	レギュラーガソリン(フル) 167.31円 〃(セルフ)165.11円 〃(配達)178.31円 軽油(フル)147.16円 〃(セルフ)144.96円 〃(配達)158.16円 混合油(フル)178.31円 〃(配達)189.31円 LSA重油(配達)123.20円 灯油(フル)112.20円 〃(配達)123.20円	第2号	本業務の実施にあたり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった香川県総合エネ ルギー協同組合が受託可能であると判断し たため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 21,069,214 円
22	本部 財務課	香川県広域水道団 公営企業会計シス テム運用・保守業務 委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)ぎょうせい四国支社 愛媛県松山市二番町 四丁目1-2	9,653,160円	第2号	当該業者は香川県広域水道企業団公営企 業会計システムの開発業者であり、既存の システムを当該業者以外に運用・保守を委 託した場合、システムの円滑な運用に支障 が生じる恐れがあるため、随意契約により契 約を締結した。	
23	広域送水管理セ ンター 総務用地課	管路施設情報管理 システム管理等業 務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)日水コン香川事務所 高松市福岡町3-2-22	1,694,000	第2号	本業務は、プログラム内部のソースコードを 変更しなければ実施できないが、(株)日水コ ンは、当該システムを開発し、プログラム等 についての著作権を有している唯一の法人で あるため、随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
24	高松ブロック統括 センター 総務課	水道賠償責任保険	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年4月1日	公益社団法人日本水道協会 東京都千代田区九段 南4-8-9	2,344,600	第2号	水道賠償責任保険の引受会社と契約する公益社団法人日本水道協会は香川県広域水道企業団が正会員として加入している団体であり、かつ、当該保険の他に水道施設全体の維持管理上の過失による損害賠償を補える保険が見当たらないため、随意契約により契約を締結した。	保険加入期間は、令和5年4月1日16:00から令和6年4月1日16:00まで
25	高松ブロック統括 センター 総務課	海底送水管損害保険	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年4月1日	公益社団法人日本水道協会 東京都千代田区九段 南4-8-9	2,850,920	第2号	海底送水管損害保険の引受会社と契約する公益社団法人日本水道協会は香川県広域水道企業団が正会員として加入している団体であり、かつ、当該保険の他に海底送水管の損傷に伴う修理費を補填する保険が見当たらないため、随意契約により契約を締結した。	保険加入期間は、令和5年4月1日16:00から令和6年4月1日16:00まで
26	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	水道料金等調定システム運用管理等業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)ピアスタッフ 高松市岡本町1528-11	5,940,000	第2号	本件は、電算事務の運用管理であることから、継続的に円滑な運用を要するため、料金システムを熟知し、同業務を誠実に履行した実績を持つ左記業者と随意契約により契約を締結した。	
27	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	水道メーター取替等業務【高松ブロック】(高松市)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	高松市上下水道工事業協同組合 高松市天神前5-30	別紙1のとおり	第2号	公募手続きに唯一申し込みのあった業者であり、審査の結果、応募資格をすべて満たしていると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 90,539千円
28	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	令和5年度水道メーター取替等業務【高松ブロック】(綾川町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	綾川町上下水道工事業協同組合 綾川郡綾川町東分乙 36-1	別紙2のとおり	第2号	公募手続きに唯一申し込みのあった業者であり、審査の結果、応募資格をすべて満たしていると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 3,706千円
29	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	電子式水道メーター20mm(舶来ネジ)引取有	令和5年4月26日	令和5年4月26日 ～ 令和5年5月31日	アズビル金門(株)四国営業所 高松市天神前10-12	4,138,200	第2号	本件は、既設の集中検針盤と同じ業者の水道メーターでない、伝達装置のトラブル等発生時に瑕疵担保責任の範囲が不明確となり維持管理上支障を来すため、集中検針盤の製造会社である左記業者と随意契約により契約を締結した。	
30	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	水道メーター13mmロング(鉛レス・舶来ネジ)改造修理ほか5件	令和5年5月2日	令和5年5月2日 ～ 令和5年6月14日	社会福祉法人鶴足津福祉会高瀬荘 三豊市高瀬町佐股乙 425-3	5,536,696	第3号	地方公営企業法施行令で定める障害福祉サービス事業を行う施設を受託対象として公表したところ、唯一申し込みがあり、選定基準に基づき審査したところ、適当と認められたため、随意契約により契約を締結した。	
31	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	電子式水道メーター13mm(舶来ネジ)引取有ほか1件	令和5年8月22日	令和5年8月22日 ～ 令和5年10月13日	アズビル金門(株)四国営業所 高松市天神前10-12	2,322,760	第2号	本件は、既設の集中検針盤と同じ業者の水道メーターでない、伝達装置のトラブル等発生時に瑕疵担保責任の範囲が不明確となり維持管理上支障を来すため、集中検針盤の製造会社である左記業者と随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
32	高松ブロック統括 センター お客さまセンター	電子式水道メーター 13mm(舶来ネジ)引 取りほか1件	令和5年9月29日	令和5年9月29日 ～ 令和5年11月13日	愛知時計電機㈱高松 営業所 高松市番町1-6-6	3,918,420	第2号	本件は、既設の集中検針盤と同じ業者の水道メーターでないこと、伝達装置のトラブル等発生時に瑕疵担保責任の範囲が不明確となり維持管理上支障を来すため、集中検針盤の製造会社である左記業者と随意契約により契約を締結した。	
33	高松ブロック統括 センター 水道整備課	管路管理システム データ更新・保守業 務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	㈱管総研 兵庫県尼崎市浜 1-1-1	1,762,200	第2号	本業務は、管路管理システムデータ内の配水管データ及び評価用データの更新・追加を行うため、システムの開発業者であり、システムの内容を熟知している左記業者以外では更新・追加作業が困難であることから随意契約により契約を締結した。	
34	高松ブロック統括 センター 水道整備課	鉄蓋及びレジコン ボックス(消火栓・空 気弁・空気弁ドレン 付・仕切弁)	令和5年4月14日	令和5年4月14日 ～ 令和6年3月31日	日之出水道機器㈱四 国営業所 愛媛県松山市千舟町 4-5-4	消火栓鉄蓋 49,896円 空気弁鉄蓋 49,896円 空気弁ドレン付鉄蓋 49,896円 仕切弁鉄蓋 49,896円 レジコンボックス円形3号(上 部壁) 11,671円 レジコンボックス円形3号(下 部壁) 7,150円 レジコンボックス円形3号(底 版) 7,656円 レジコンボックス調整セット 1,507円	第2号	本契約は総額が予定価格の範囲内で最も安価であり、かつ、各単価が予定価格の範囲内であることを要する複数単価契約であり、その性質が競争入札に適さないため、随意契約により契約を締結した。	複数単価 契約 予定総額 10,154千円
35	高松ブロック統括 センター 水道整備課	仕切弁ボックス(仕 切弁ボックス、S仕 切弁ボックス)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	日之出水道機器㈱四 国営業所 愛媛県松山市千舟町 4-5-4	仕切弁ボックス 36,300円 S仕切弁ボックス 36,300円	第2号	本契約は総額が予定価格の範囲内で最も安価であり、かつ、各単価が予定価格の範囲内であることを要する複数単価契約であり、その性質が競争入札に適さないため、随意契約により契約を締結した。	複数単価 契約 予定総額 10,890千円
36	高松ブロック統括 センター 水道整備課	令和5年度減圧弁 保守点検業務委託	令和5年6月2日	令和5年6月2日 ～ 令和6年3月31日	大和機工 高松市国分寺町国分 2974-73	2,167,000	第2号	本業務は、対象機器の保守点検対応可能な唯一の業者である左記業者と随意契約により契約を締結した。	
37	高松ブロック統括 センター 水道整備課	令和5年度減圧弁 保守点検業務委託 (No.2)	令和5年6月28日	令和5年6月28日 ～ 令和6年3月31日	㈱前澤エンジニアリン グサービス大阪営業所 大阪府大阪市淀川区 宮原3-5-24	2,365,000	第2号	本業務は、対象機器の保守点検対応可能な唯一の業者である左記業者と随意契約により契約を締結した。	
38	高松ブロック統括 センター 水道整備課	水管橋台帳作成業 務委託	令和5年5月15日	令和5年5月15日 ～ 令和6年3月13日	㈱中部コンサルタント 高松市香川町川内原 163-2	6,600,000	第2号	本業務は、既存システムに対象データを作成する業務であることから、構築業務を行い、当該システムを熟知し、効率的かつ適切な業務が行える左記業者と随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
39	高松ブロック統括 センター 水道整備課	令和5年度緊急遮 断弁 保守点検業務委託	令和5年6月5日	令和5年6月5日 ～ 令和6年3月31日	㈱前澤エンジニアリン グサービス大阪営業所 大阪府大阪市淀川区 宮原3-5-24	1,100,000	第2号	本業務は、対象機器の保守点検対応可能な 唯一の業者である左記業者と随意契約によ り契約を締結した。	
40	高松ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託(高松 市、綾川町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	香川県管工事業協同 組合連合会 高松市天神前5-30	73,700,000	第2号	本業務の実施にあたり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記業者が受託可 能であると判断したため随意契約により契約 を締結した。	
41	高松ブロック統括 センター 給水課	令和5年度鉛管対 策業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	高松市上下水道工事 業協同組合 高松市天神前5-30	単価 鉛管有 227 鉛管無 166	第2号	鉛管解消業務の受託者を公募したところ、唯 一応募のあった左記業者が受託可能である と判断したため、随意契約により契約を締結 した。	単価契約 予定総額 3,601千円
42	高松ブロック統括 センター 浄水課	設備預かり保守業 務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	西日本電信電話㈱香 川支店 高松市観光通1-8-2	2,587,200	第2号	配水コントロール設備の画像管理サーバ及 び設備台帳サーバは、西日本電信電話㈱が 提供するレッツVPN回線を用いて各監視 装置とネットワークで接続するため、同回線 が提供可能であり、VPNによるレッツグ ループ構築が可能である左記業者と随意契 約により契約を締結した。	
43	高松ブロック統括 センター 浄水課	施設監視装置保守 点検業務委託(中 央・女木男木)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	東芝インフラシステム ズ㈱四国支社 高松市寿町2-2-7	12,320,000	第2号	本件対象の装置を構成している機器及びソ フトウェアは㈱東芝の特殊な製品や技術を 使用していることから、同装置における県内 唯一の保守点検業者であり、現場の状況に 精通している左記業者以外では履行の信頼 性を担保できないため、随意契約により契約 を締結した。	
44	高松ブロック統括 センター 浄水課	国分寺第1浄水場 外計装設備保守点 検業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	三菱電機プラントエン 지니어リング㈱西日本 本部四国支社 高松市古新町3-1	6,270,000	第2号	本件対象の設備は三菱電機㈱が施工し、特 殊な製品や技術を使用していることから、同 設備における県内唯一の保守点検業者であ り、現場の状況に精通している左記業者以 外では履行の信頼性を担保できないため、 随意契約により契約を締結した。	
45	高松ブロック統括 センター 浄水課	配水コントロール装 置保守点検業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	㈱日立製作所四国支 社 高松市紺屋町9-6	31,900,000	第2号	本件対象の装置及び監視制御のソフトウェ アは㈱日立製作所が製造及び開発した独自 なものであることから、同装置を熟知し、緊 急時に対応可能な唯一の業者である左記業 者以外では履行の信頼性を担保できないた め、随意契約により契約を締結した。	
46	高松ブロック統括 センター 浄水課	御殿浄水場清掃業 務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人高松市 シルバー人材センター 高松市西宝町1-9-20	1回あたり 3,780円	第3号	地方公営企業法施行令で定める高年齢者 等の雇用の安定に資する団体を受託対象と して公表したところ、唯一申し込みがあり、 選定基準に基づき審査したところ、適当と認 められたため、随意契約により契約を締結 した。	単価契約 予定総額 2,140千円
47	高松ブロック統括 センター 浄水課	東ハゼ前処理施設 保守点検業務委託	令和5年6月1日	令和5年6月1日 ～ 令和6年3月29日	㈱ナガオカ 大阪府貝塚市二色南 町2-12	1,650,000	第2号	本件対象の装置は左記業者が開発した特殊 な製品や技術を使用しており、現場の状況 にも精通している左記業者以外では履行の 信頼性を担保できないため、随意契約によ り契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
48	高松ブロック統括 センター 浄水課	西方寺配水池桜樹 林保存管理業務委 託	令和5年6月23日	令和5年6月23日 ～ 令和6年1月31日	(株)森造園 高松市御厩町1294-1	1,804,000	第2号	高松ブロック統括センター所轄管内において、左記業者は日本樹木医会香川県支部の唯一の会員であり、現場に精通しているだけでなく、技術的にも優れていることから、随意契約により契約を締結した。	
49	高松ブロック統括 センター 浄水課	御殿浄水場多段式 天日乾燥装置保守 点検業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)フソウメンテック 高松市郷東町792-105	2,640,000	第2号	本件対象の装置は扶桑建設工業(株)が施工し、特殊な製品や技術を使用していることから、同装置における県内唯一の保守点検業者であり、現場の状況に精通している左記業者以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
50	高松ブロック統括 センター 浄水課	令和5年度浅野浄 水場中央監視設備 保守点検業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	メタウォーター(株)高松 営業所 高松市兵庫町8-1	3,905,000	第2号	本件対象の設備を構成している機器及びソフトウェアはメタウォーター(株)の特殊な製品や技術を使用していることから、同設備における県内唯一の保守点検業者であり、現場の状況に精通している左記業者以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
51	高松ブロック統括 センター 浄水課	令和5年度塩江町 水道施設監視装置 保守点検業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	東芝インフラシステム ズ(株)四国支社 高松市寿町2-2-7	6,446,000	第2号	本件対象の装置を構成している機器及びソフトウェアは(株)東芝の特殊な製品や技術を使用していることから、同装置における県内唯一の保守点検業者であり、現場の状況に精通している左記業者以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
52	高松ブロック統括 センター 浄水課	香川町外監視設備 点検業務委託	令和5年6月1日	令和5年6月1日 ～ 令和6年2月28日	メタウォーター(株)高松 営業所 高松市兵庫町8-1	2,200,000	第2号	本件対象の設備を構成している機器及びソフトウェアはメタウォーター(株)の特殊な製品や技術を使用していることから、同設備における県内唯一の保守点検業者であり、現場の状況に精通している左記業者以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
53	高松ブロック統括 センター 浄水課	オゾン発生装置・モ ニタ点検業務委託	令和5年6月1日	令和5年6月1日 ～ 令和6年3月29日	(株)フソウメンテック 高松市郷東町792-105	8,690,000	第2号	本業務は、複雑かつ高度な専門知識を要することから、県内唯一の高度浄水処理施設保守点検業務の実績を持ち、建設施工から保守点検業務までを受注していた左記業者以外では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
54	高松ブロック統括 センター 浄水課	羽床中継ポンプ場 紫外線装置点検業 務委託	令和5年6月5日	令和5年6月5日 ～ 令和6年3月29日	(株)ウォーターテック四 国営業所 高松市鬼無町藤井 625-1	1,716,000	第2号	本件対象の装置は(株)ウォーターテック製であり、左記業者は同装置における県内唯一の保守点検業者であることから、他社では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
55	高松ブロック統括 センター 浄水課	綾南浄水場中央監 視装置保守点検業 務委託	令和5年6月23日	令和5年6月23日 ～ 令和6年3月29日	(株)明電エンジニアリン グ四国営業所 高松市観光通2-2-15	1,202,300	第2号	本件対象の装置を構成している機器及びソフトウェアは(株)明電舎の特殊な製品や技術を使用しており、左記業者は同装置における県内唯一の保守点検業者であることから、他社では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
56	高松ブロック統括 センター 浄水課	令和5年度綾川町 場外系監視装置保 守点検業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	東芝インフラシステム ズ(株)四国支社 高松市寿町2-2-7	4,719,000	第2号	本件対象の装置を構成している機器及びソ フトウェアは(株)東芝の特殊な製品や技術 を使用していることから、同装置における 県内唯一の保守点検業者であり、現場の 状況に精通している左記業者以外では履 行の信頼性を担保できないため、随意契 約により契約を締結した。	
57	高松ブロック統括 センター 浄水課	浅野浄水場清掃業 務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人高松市 シルバー人材センター 高松市西宝町1-9-20	1回あたり 4,320円	第3号	地方公営企業法施行令で定める高年齢者 等の雇用の安定に資する団体を受託対象 として公表したところ、唯一申し込みが あり、選定基準に基づき審査したところ、 適当と認められたため、随意契約により 契約を締結した。	単価契約 予定総額 1,054千円
58	高松ブロック統括 センター 浄水課	川添浄水場中央監 視設備保守点検業 務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	東芝インフラシステム ズ(株)四国支社 高松市寿町2-2-7	9,053,000	第2号	本件対象の設備は、(株)東芝が施工し、 独自の特殊な製品や技術を使用している ことから、同設備における県内唯一の保 守点検業者であり、現場の状況に精通し ている左記業者以外では履行の信頼性を 担保できないため、随意契約により契約 を締結した。	
59	高松ブロック統括 センター 浄水課	川添浄水場送水ポ ンプ設備保守点検 業務委託	令和5年7月1日	令和5年7月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)日立産機システム四 国支社 高松市香西本町142-5	1,815,000	第2号	本件対象の設備は、(株)日立製作所が 施工し、独自の特殊な製品や技術を使 用していることから、同設備における 県内唯一の保守点検業者であり、現場 の状況に精通している左記業者以外 では履行の信頼性を担保できないため、 随意契約により契約を締結した。	
60	高松ブロック統括 センター 浄水課	川添・浅野浄水場 排水処理施設整備 点検業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	石垣メンテナンス(株)四 国支店 高松市林町2507-2	2,750,000	第2号	本件対象の施設は、(株)石垣が施工し、 独自の特殊な製品や技術を使用してい ることから、県内唯一の保守点検業者 であり、現場の状況に精通している左 記業者以外では履行の信頼性を担保 できないため、随意契約により契約を 締結した。	
61	高松ブロック統括 センター 浄水課	バイオアッセイ装置 点検業務委託	令和5年6月1日	令和5年6月1日 ～ 令和5年12月28日	大豊産業(株) 高松市寿町1-1-12	1,605,780	第2号	本件対象の装置は、(株)日立製作所が 施工し、独自の特殊な製品や技術を使 用していることから、同装置における 県内唯一の保守点検業者であり、現場 の状況に精通している左記業者以外 では履行の信頼性を担保できないため、 随意契約により契約を締結した。	
62	高松ブロック統括 センター 浄水課	各浄水場水道施設 電動バルブ保守点 検業務委託	令和5年9月1日	令和5年9月1日 ～ 令和6年2月26日	東邦電機工業(株) 高松市国分寺町柏原 863-1	8,932,000	第2号	本件対象の装置を製造した西部電機(株) は、同社支店等が県内にないことから、 仕様等を熟知し、県内で唯一履行可 能な左記業者と随意契約により契約 を締結した。	
63	高松ブロック統括 センター 浄水課	三木町水道施設用 地草刈業務委託	令和5年5月1日	令和5年5月1日 ～ 令和6年1月31日	一般社団法人三木町 シルバー人材センター 木田郡三木町氷上 370-1	1,282,050	第3号	地方公営企業法施行令で定める高年齢 者等の雇用の安定に資する団体を受託 対象として公表したところ、唯一申し 込みがあり、選定基準に基づき審査し たところ、適当と認められたため、随 意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含 む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
64	高松ブロック統括 センター 浄水課	川添浄水場清掃業 務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人高松市 シルバー人材センター 高松市西宝町1-9-20	1回あたり 4,320円	第3号	地方公営企業法施行令で定める高齢者 等の雇用の安定に資する団体を受託対象 として公表したところ、唯一申し込みがあり、選 定基準に基づき審査したところ、適当と認め られたため、随意契約により契約を締結し た。	単価契約 予定総額 1,054千円
65	高松ブロック統括 センター 浄水課	城地区加圧ポンプ 所外配水コントロ ール設備取込業務委 託	令和5年6月1日	令和5年6月1日 ～ 令和6年2月28日	(株)日立製作所四国支 社 高松市紺屋町9-6	12,210,000	第2号	本件対象の設備は、(株)日立製作所が施工 し、独自の特殊な製品や技術を使用している ことから、同設備における県内唯一の保守点 検業者であり、現場の状況に精通している左 記業者以外では履行の信頼性を担保できな いため、随意契約により契約を締結した。	
66	高松ブロック統括 センター 浄水課	羽床中継ポンプ場 流入管修繕	令和5年4月20日	令和5年4月20日 ～ 令和5年6月30日	大和機工 高松市国分寺町国分 2974-73	2,779,700	第2号	本件対象のフロート弁は(株)森田鉄工所製で あり、精密かつ高度な専門知識が必要であ ることから、県内唯一の代理店である左記業 者以外では履行の信頼性を担保できないた め、随意契約により契約を締結した。	
67	高松ブロック統括 センター 浄水課	スラッジ貯留タンク 修繕	令和5年7月3日	令和5年7月3日 ～ 令和6年2月28日	石垣メンテナンス(株)四 国支店 高松市林町2507-2	1,298,000	第2号	本件対象の施設は、(株)石垣が施工し、独自 の特殊な製品や技術を使用していることか ら、同施設における県内唯一の保守点検業 者であり、現場の状況に精通している左記業 者以外では履行の信頼性を担保できないた め、随意契約により契約を締結した。	
68	小豆ブロック統括 センター 総務課	自家用電気工作物 保安管理業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	一般社団法人中国電 気保安協会 広島市東区二葉の里 3-5-7	1,169,729	第2号	電気事業法第43条第1項の規定に基づく電 気工作物の保安管理が可能であり、当該施 設について精通しており、緊急時にも対応可 能な唯一の業者であるため随意契約により 契約を締結した。	
69	小豆ブロック統括 センター 総務課	水道メーター取替業 務委託(土庄町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	西滝産業(株) 小豆郡土庄町甲6192- 3	水道メーター口径別 13mmねじ込み接合:3,190 20mmねじ込み接合:3,740 25mmねじ込み接合:4,840 30mmねじ込み接合:6,490 40mmねじ込み接合:7,810 50mmフランジ接合:5,280 75mmフランジ接合:6,600	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	単価契約 予定総額 4,253,700 円
70	小豆ブロック統括 センター 総務課	水道メーター取替業 務委託(小豆島町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	小豆島町管工事業組 合 小豆郡小豆島町坂手 甲1835-21	水道メーター口径別 13mmねじ込み接合:3,069 20mmねじ込み接合:3,729 25mmねじ込み接合:4,829 40mmねじ込み接合:7,469 50mmねじ込み接合:8,349 50mmフランジ接合:5,225 75mmフランジ接合:6,523	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	単価契約 予定総額 3,893,527 円

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
71	小豆ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務委託(土庄 町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(有)上島建設 小豆郡土庄町湊崎甲 1810	待機料 平日昼間1日当たり:8,800 休日昼間1日当たり:8,800 夜間1日当たり:8,800	第2号	本業務は、土庄町全域における維持修繕業務について、1者公募を行ったが、応募がなかったため、委託範囲を土庄町(豊島を除く)に縮小し、複数者公募を行った。結果、5者からの応募があり、左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 2,129,600 円
72	小豆ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務委託(土庄 町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(有)田中铁工土庄営業 所 小豆郡土庄町湊崎甲 2176-1	待機料 平日昼間1日当たり:8,800 休日昼間1日当たり:8,800 夜間1日当たり:8,800	第2号	本業務は、土庄町全域における維持修繕業務について、1者公募を行ったが、応募がなかったため、委託範囲を土庄町(豊島を除く)に縮小し、複数者公募を行った。結果、5者からの応募があり、左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 2,182,400 円
73	小豆ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務委託(土庄 町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	富丘建設(株) 小豆郡土庄町上庄646	待機料 平日昼間1日当たり:8,800 休日昼間1日当たり:8,800 夜間1日当たり:8,800	第2号	本業務は、土庄町全域における維持修繕業務について、1者公募を行ったが、応募がなかったため、委託範囲を土庄町(豊島を除く)に縮小し、複数者公募を行った。結果、5者からの応募があり、左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 1,073,600 円
74	小豆ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務委託(土庄 町豊島)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)寺本義一商店 小豆郡土庄町豊島家 浦2058-1	1,716,000	第2号	本業務は、土庄町全域における維持修繕業務について、1者公募を行ったが、応募がなかったため、委託範囲を土庄町豊島に縮小し、複数者公募を行った。結果、唯一応募があった左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	
75	小豆ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務委託(小豆 島町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	小豆島水道修繕組合 小豆郡小豆島町馬木 甲852-1	6,600,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したところ、唯一応募のあった左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	
76	小豆ブロック統括 センター 工務課	土庄町水道施設情 報管理システム保 守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)五星 三豊市高瀬町下勝間 670-1	2,465,100	第2号	本業務は、現在使用している水道施設情報管理システムの保守業務であり、当該システムを開発し、プログラム等についての著作権を有している唯一の法人であるため左記業者と随意契約により契約を締結した。	
77	小豆ブロック統括 センター 工務課	小豆島町水道施設 情報管理システム 保守業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)五星 三豊市高瀬町下勝間 670-1	1,445,400	第2号	本業務は、現在使用している水道施設情報管理システムの保守業務であり、当該システムを開発し、プログラム等についての著作権を有している唯一の法人であるため左記業者と随意契約により契約を締結した。	
78	小豆ブロック統括 センター 工務課	土庄町遠方監視装 置保守点検業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	シンク・エンジニアリ ング(株)関西支店 京都府京丹後市久美 浜町1094-4	3,410,000	第2号	本業務は、現在、豊島及び土庄地区にて運用している遠方監視装置の保守点検業務であり、当該システムを開発し、仕様等を熟知している左記業者と随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
79	小豆ブロック統括 センター 工務課	遠方監視クラウド設 備利用料	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	シンク・エンジニアリ ング(株)関西支店 京都府京丹後市久美 浜町1094-4	1,919,280	第2号	本件は、現在、豊島及び土庄地区にて運用 している遠方監視クラウド設備等の利用料で あり、当該システムを開発し、プログラム等 についての著作権を有している唯一の法人で あるため左記業者と随意契約により契約を 締結した。	
80	小豆ブロック統括 センター 工務課	小豆島町木庄川仮 設導水管布設工事	令和5年4月7日	令和5年4月7日 ～ 令和5年4月28日	小豆島水道修繕組合 小豆郡小豆島町馬木 甲852-1	1,320,000	第5号	緊急湧水対策として幸玄田ポンプ場より取 水予定であったが、一部管網が欠損してい た。湧水対策取水設備の整備を早急に行 う必要があり、緊急対応体制が整えられて いる左記業者と随意契約により契約を締結 した。	
81	小豆ブロック統括 センター 工務課	テレメーター装置予 備品購入業務	令和5年4月21日	令和5年4月21日 ～ 令和5年8月31日	シンク・エンジニアリ ング(株)関西支店 京都府京丹後市久美 浜町1094-4	3,421,000	第2号	土庄町内の配水施設で昨年落雷があり制御 盤の部品が被害を受けた。交換部品の調達 まで職員が昼夜にわたる手動運転を余儀な くされた。今後の落雷などの突発的な故障に 備え、制御盤の予備部品を購入するため、こ れらの部品の納入実績のある左記業者と随 意契約により契約を締結した。	
82	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度検満水 道メーター取替業務 委託(東かがわ市)	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	東かがわ市上水道共 同組合 東かがわ市引田2449- 5	13mm 4,323円 20mm 5,236円 25mm 6,743円 30mm 8,866円 40mm 10,373円 50mm(ネジ) 11,594円 50mm 13,376円 75mm 16,401円 100mm 17,754円	第2号	本業務の実施に当たり受託者を公募したと ころ、1者から応募があり、当該業者が受託 可能であると判断したため、随意契約により 契約を締結した。	単価契約 予定総額 7,559,163 円
83	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度検満水 道メーター取替業務 委託(その1)【さぬ き市】	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	(株)西設備工業所 さぬき市長尾西569-3	13mm 3,355円 20mm 4,048円 25mm 5,148円 30mm 6,688円 40mm 7,788円 50mm 10,274円 75mm 12,452円	第2号	本業務の実施に当たり受託者を公募したと ころ、1者から応募があり、当該業者が受託 可能であると判断したため、随意契約により 契約を締結した。	単価契約 予定総額 1,062,600 円
84	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度検満水 道メーター取替業務 委託(その3)【さぬ き市】	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	(有)白川設備 さぬき市志度912-3	13mm 3,355円 20mm 4,048円 25mm 5,214円 30mm 6,842円 40mm 8,008円 50mm 10,318円 75mm 12,639円	第2号	本業務の実施に当たり受託者を公募したと ころ、1者から応募があり、当該業者が受託 可能であると判断したため、随意契約により 契約を締結した。	単価契約 予定総額 4,056,635 円
85	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度検満水 道メーター取替業務 委託(その5)【さぬ き市】	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	(有)環境設備サービ ス さぬき市長尾西547-2	13mm 3,355円 20mm 4,048円 25mm 5,214円 30mm 6,842円 40mm 8,008円 50mm 10,318円 75mm 12,639円	第2号	本業務の実施に当たり受託者を公募したと ころ、1者から応募があり、当該業者が受託 可能であると判断したため、随意契約により 契約を締結した。	単価契約 予定総額 5,790,048 円

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
86	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度香川県 広域水道企業団東 讃ブロック統括セ ンター水主浄水場宿 日直業務(東かが わ市)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	11,330,000円	第2号	本業務の実施に当たり受託者を公募したところ、1者から応募があり、当該業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	
87	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度香川県 広域水道企業団東 讃ブロック統括セ ンター石神浄水場外2 浄水場宿日直業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	40,480,000円	第2号	本業務の実施に当たり受託者を公募したところ、1者から応募があり、当該業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	
88	東讃ブロック統括 センター 工務課	入野山浄水場乾燥 汚泥処分業務	令和5年4月25日	令和5年4月25日 ～ 令和5年5月31日	(株)森づくり さぬき市前山279	1,742,279円	第5号	濁水に伴い原水の水質が著しく悪化し臭気等が懸念される状況で、入野山浄水場高速凝集沈殿池が修繕中であり、急速ろ過材の汚泥が多く堆積している。加えて、川股浄水場の高含水比浄水汚泥が満杯に近く、ろ過池の清掃が行えないため緊急に処分を行う必要があり、随意契約により契約を締結した。	単価契約 18,700円/t
89	東讃ブロック統括 センター 工務課	入野山浄水場乾燥 汚泥収集運搬業務	令和5年4月25日	令和5年4月25日 ～ 令和5年5月31日	南部開発(株) 高松市勅使町299-2	2,254,714円	第5号	濁水に伴い原水の水質が著しく悪化し臭気等が懸念される状況で、入野山浄水場高速凝集沈殿池が修繕中であり、急速ろ過材の汚泥が多く堆積している。加えて、川股浄水場の高含水比浄水汚泥が満杯に近く、ろ過池の清掃が行えないため緊急に処分を行う必要があり、随意契約により契約を締結した。	単価契約 24,200円/t
90	東讃ブロック統括 センター 工務課	水主浄水場乾燥汚 泥処分業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和5年6月30日	(株)森づくり さぬき市前山279	1,028,500円	第5号	濁水に伴い原水の水質が著しく悪化し臭気等が懸念される状況で、沈殿池には多くの汚泥が堆積している。沈殿池内の清掃を行うためには天日乾燥床の汚泥の処分を早急に行う必要があり、随意契約により契約を締結した。	単価契約 18,700円/t
91	東讃ブロック統括 センター 工務課	水主浄水場乾燥汚 泥収集運搬業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和5年6月30日	南部開発(株) 高松市勅使町299-2	1,331,000円	第5号	濁水に伴い原水の水質が著しく悪化し臭気等が懸念される状況で、沈殿池には多くの汚泥が堆積している。沈殿池内の清掃を行うためには天日乾燥床の汚泥の処分を早急に行う必要があり、随意契約により契約を締結した。	単価契約 24,200円/t
92	東讃ブロック統括 センター 工務課	川股浄水場高含水 比浄水汚泥収集運 搬業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和5年6月30日	(株)三木山田清掃 木田郡三木町大字池 戸2960	5,368,660円	第5号	濁水に伴い川股浄水場の臭気・水質悪化等を抑制するため、早急に沈殿池汚泥の引抜きを行う必要があり、随意契約により契約を締結した。	単価契約 25,300円/ m ³
93	東讃ブロック統括 センター 工務課	門入浄水場活性炭 注入ポンプ修繕	令和5年4月10日	令和5年4月10日 ～ 令和5年4月28日	水ingAM(株) 高松市多肥下町1524- 9	1,062,600円	第5号	濁水に伴い門入ダムの水質が悪化し活性炭投入をしているが、経年劣化により注入ポンプの吐出量が大幅に減少し水質管理上支障をきたすため早急に修繕を行う必要があり、随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含 む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
94	東讃ブロック統括 センター 工務課	川北浄水場2号取 水ポンプ修繕	令和5年4月17日	令和5年4月18日 ～ 令和5年5月12日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,450,900円	第5号	ポンプが故障し取水不可となり、1号ポンプ 単独で運用しているが、1号ポンプが故障し た場合には浄水場の機能停止となるため、 早急に修繕を行う必要があり、随意契約によ り契約を締結した。	
95	東讃ブロック統括 センター 工務課	川西浄水場川西第 2水源2号取水ポン プ修繕	令和5年4月21日	令和5年4月24日 ～ 令和5年5月15日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,575,200円	第5号	ポンプが故障し取水不可となり、1号ポンプ 単独で運用しており、渇水対応により臨時的 に第2水源から取水中であるが、1号ポンプ が故障した場合には支障をきたすため早急 に修繕を行う必要があり、随意契約により契 約を締結した。	
96	東讃ブロック統括 センター 工務課	中筋第3浄水所送 水ポンプ修繕	令和5年5月10日	令和5年5月10日 ～ 令和5年8月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,848,000円	第5号	送水ポンプが送水不可となり、中筋第1、第5 の負担が大きくなったことから、夏季を迎える にあたり使用量が最大になると、送水量が不 足するため早急に修繕を行う必要があり、随 意契約により契約を締結した。	
97	東讃ブロック統括 センター 工務課	平砕浄水所取水ポ ンプ修繕	令和5年6月26日	令和5年6月26日 ～ 令和5年7月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,223,200円	第5号	取水ポンプが故障し取水不可となり、1基で 運用しており、夏季を迎えるにあたり取水量 が増大するため、早急に修繕を行う必要が あり、随意契約により契約を締結した。	
98	東讃ブロック統括 センター 工務課	川股浄水場水中ポ ンプ修繕	令和5年6月30日	令和5年6月30日 ～ 令和5年8月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,133,000円	第5号	川股浄水場の送水ポンプ(No.1)が故障し、1 台(No.2)で配水池に水を送水しており、1台で は負荷が大きく故障の際に大規模な断水と なるため早急に修繕を行う必要があり、随意 契約により契約を締結した。	
99	東讃ブロック統括 センター 工務課	川股浄水場着水井 戸応急修繕	令和5年7月7日	令和5年7月7日 ～ 令和5年7月31日	(株)長町建材 東かがわ市松崎175-1	990,000円	第5号	梅雨時期に入り着水井戸に土砂が堆積し、 原水取水量が減少しており、最大使用量の 際原水の取水量が不足する可能性があり、 安定的な水の供給のためにも、早急に修繕 を行う必要があり、随意契約により契約を締 結した。	
100	東讃ブロック統括 センター 工務課	川西浄水場川西第 2水源1号取水ポン プ修繕	令和5年7月14日	令和5年7月14日 ～ 令和5年8月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,443,200円	第5号	ポンプが故障し取水不可となり、2号ポンプ 単独で運用しており、渇水対応により臨時的 に第2水源井戸から取水中であるが、夏場の 需要増加に伴い運用に支障が生じるため早 急に修繕を行う必要があり、随意契約により 契約を締結した。	
101	東讃ブロック統括 センター 工務課	川北浄水場1号取 水ポンプ修繕	令和5年7月21日	令和5年7月21日 ～ 令和5年8月31日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,450,900円	第5号	ポンプが故障し取水不可となり、2号ポンプ 単独運転での運用では夏季の需要増で負担 がかかるため、早急に修繕を行う必要が あり、随意契約により契約を締結した。	
102	東讃ブロック統括 センター 工務課	水主浄水場原水流 量計修繕	令和5年8月4日	令和5年8月4日 ～ 令和6年1月12日	(株)カナック 高松市三谷町136	1,991,000円	第5号	水主浄水場で原水流量計が故障し、原水流 量に合わせた次亜等の注入量の自動調整 が行えず、手動調整では原水流量に変化が あった場合水質悪化につながっていたため 早急に修繕を行う必要があり、随意契約によ り契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
103	東讃ブロック統括 センター 工務課	東かがわ市上水道 管路システムデータ 保守・更新業務	令和5年5月23日	令和5年5月23日 ～ 令和6年3月22日	国際航業(株)高松支店 高松市今里町2-19-7	7,095,000円	第2号	国際航業(株)高松支店は、上水道管路システム の構築・導入業者であり、プログラム等 について更新業務重ね必要な経験とノウハウ を有する唯一の法人であるため、随意契約 により契約を締結した。	
104	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度さぬき市 水道マッピングシス テム更新等委託業 務	令和5年7月24日	令和5年7月24日 ～ 令和6年3月15日	アジア航測(株)四国支店 高松市寿町1丁目4-3	4,983,000円	第2号	アジア航測(株)四国支店は、上水道管路シス テム構築・導入業者であり、プログラム等 について更新業務重ね必要な経験とノウ ハウを有する唯一の法人であるため、随 意契約により契約を締結した。	
105	東讃ブロック統括 センター 工務課	令和5年度さぬき市 水管橋管理システ ム更新業務	令和5年9月29日	令和5年9月29日 ～ 令和6年2月29日	(株)中部コンサルタント 高松市香川町川内原 163-2	5,720,000円	第2号	水環境管理に関する要領及び水管橋台帳 作成の手引きに基づき、現システムにお ける台帳等を修正する必要が生じたこと から、(株)中部コンサルタントがシス テムの構築・導入業者であり、プログ ラム等について更新業務重ね必要な 経験とノウハウを有する唯一の法人 であるため、随意契約により契約を締 結した。	
106	東讃ブロック統括 センター 工務課	みろく配水池水位計 修繕	令和5年5月19日	令和5年5月19日 ～ 令和5年5月29日	愛知時計電機(株)高松 営業所 高松市番町1-6-6	1,100,000円	第5号	水位指示にふらつきがありポンプ場 からの送水が自動運転できなくなり、 詳細を調査した結果水位計本体の故 障と判明し早急に修繕を行う必要が あり、随意契約により契約を締結し た。	
107	東讃ブロック統括 センター 工務課	白鳥中央配水池応 急修繕	令和5年5月22日	令和5年5月22日 ～ 令和5年6月30日	(株)長町建材 東かがわ市松崎175-1	1,980,000円	第5号	大雨により中央配水池背面の岩盤 にて土砂崩れが発生し、土砂が配水 池を押し形となり、早急に土砂を撤 去する必要があったため、随意契 約により契約を締結した。	
108	中讃ブロック統括 センター 総務課	日本水道協会海底 送水管損害保険 (丸亀)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年4月1日	公益社団法人日本水 道協会 東京都千代田区九段 南4-8-9	1,746,030	第2号	公益社団法人日本水道協会は、水 道施設を原因とする事故の損害賠 償について専門性の高い対応がで き、当企業団は正会員であること から公益社団法人日本水道協会が 実施している損害保険に申し込む ものであり、契約の性質が競争入 札に適さないため随意契約により 契約を締結した。	保険加入 期間は、令 和5年4月1 日16:00～ 令和6年4 月1日16: 00
109	中讃ブロック統括 センター 総務課	日本水道協会海底 送水管損害保険 (多度津)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年4月1日	公益社団法人日本水 道協会 東京都千代田区九段 南4-8-9	2,270,610	第2号	公益社団法人日本水道協会は、水 道施設を原因とする事故の損害賠 償について専門性の高い対応がで き、当企業団は正会員であること から公益社団法人日本水道協会が 実施している損害保険に申し込む ものであり、契約の性質が競争入 札に適さないため随意契約により 契約を締結した。	保険加入 期間は、令 和5年4月1 日16:00～ 令和6年4 月1日16: 00
110	中讃ブロック統括 センター 総務課	旧坂出支所土地調 査業務	令和5年7月28日	令和5年7月28日 ～ 令和5年10月31日	公益社団法人香川県 公共嘱託登記土地家 屋調査士協会 高松市丸の内9-29	1,185,284	第2号	土地の境界確認等に係る業務は、 専門知識を必要とするものであり、 左記の団体は官公庁等による不動 産の表示に関する登記に必要な調 査、測量又は登記申請の適正かつ 迅速な実施に寄与する目的で、土 地家屋調査士法第63条に基づく 香川県で唯一の公共嘱託登記に 関する業務を専門とする法人であ るため、随意契約により契約を締 結した。	

番号	事業実施所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含む]	地方公営企業法施行令第21条の14第1項の根拠条項	随意契約の理由	備考
111	中讃ブロック統括センター お客さまセンター	水道メーター取替等業務委託(丸亀市)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	丸亀市上下水道工事業協同組合 丸亀市飯山町東坂元1667	水道メーター口径別 陸地部(1か所) 13ミリ:3,300円 20ミリ:3,520円 25ミリ:4,180円 40ミリ:8,690円 50ミリ:19,800円 75ミリ:23,650円 100ミリ:30,250円 150ミリ:35,200円 200ミリ:39,820円 島しょ部(1か所) 13ミリ:3,740円 20ミリ:3,960円 25ミリ:4,620円 40ミリ:8,690円 50ミリ:19,800円 75ミリ:23,650円 100ミリ:30,250円 150ミリ:35,200円 200ミリ:39,820円	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したところ、唯一応募のあった左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 26,255,130 円
112	中讃ブロック統括センター お客さまセンター	水道メーター取替業務委託(坂出市・宇多津町吉田地区)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	坂出市上下水道工事業協同組合 坂出市番の州公園3-2	水道メーター口径別 13ミリ:3,630円/個 20ミリ:4,510円/個 25ミリ:5,390円/個 30ミリ:10,010円/個 40ミリ:11,990円/個 50ミリ:39,380円/個 75ミリ:45,320円/個 100ミリ:73,700円/個	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したところ、唯一応募のあった左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 13,972,970 円
113	中讃ブロック統括センター お客さまセンター	水道メーター取替業務委託(普通寺市)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	普通寺市上下水道工事業協同組合 普通寺市文京町3-3-1	水道メーター口径別 13ミリ:3,080円/個 20ミリ:3,630円/個 25ミリ:4,840円/個 40ミリ:8,470円/個 50ミリ:19,250円/個 75ミリ:23,100円/個 100ミリ:29,700円/個	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したところ、唯一応募のあった左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 5,736,720 円
114	中讃ブロック統括センター お客さまセンター	水道メーター取替業務委託(琴平町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	琴平町水道工事業協同組合 仲多度郡琴平町191	水道メーター口径別 13ミリ:3,201円/個 20ミリ:4,004円/個 25ミリ:4,906円/個 30ミリ:6,501円/個 40ミリ:8,107円/個 50ミリ:19,602円/個 75ミリ:26,103円/個 100ミリ:32,604円/個	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したところ、唯一応募のあった左記の事業者が受託可能であると判断したため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 5,444,516 円

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
115	中讃ブロック統括 センター お客さまセンター	水道メーター取替業 務委託(多度津町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	多度津町上下水道工 業協同組合 仲多度郡多度津町若 葉町9-8	水道メーター口径別 13ミリ:2,530円/個 20ミリ:2,750円/個 25ミリ:3,080円/個 40ミリ:7,700円/個 50ミリ:19,250円/個 75ミリ:27,500円/個 100ミリ:55,000円/個 150ミリ:56,100円/個 200ミリ:61,600円/個	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	単価契約 予定総額 6,078,050 円
116	中讃ブロック統括 センター お客さまセンター	水道メーター取替業 務委託(まんのう町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	まんのう町上下水道工 業協同組合 仲多度郡まんのう町公 文810-1	水道メーター口径別 13ミリ:2,332円/個 20ミリ:2,915円/個 25ミリ:6,050円/個 30ミリ:7,876円/個 40ミリ:9,339円/個 50ミリ:10,516円/個 75ミリ:14,850円/個	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	単価契約 予定総額 3,992,252 円
117	中讃ブロック統括 センター お客さまセンター	水道メーター取替業 務委託(宇多津町)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	宇多津町上下水道工 業協同組合 綾歌郡宇多津町1900	水道メーター口径別 13ミリ:2,530円/個 20ミリ:2,750円/個 25ミリ:3,080円/個 40ミリ:6,380円/個 50ミリ(ねじ):7,260円/個 50ミリ(フランジ):13,200円/個 75ミリ:18,700円/個 100ミリ:22,000円/個 150ミリ:40,700円/個 200ミリ:63,800円/個	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	単価契約 予定総額 1,884,850 円
118	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	丸亀市上下水道工事 業協同組合 丸亀市飯山町東坂元 1667	49,280,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	
119	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	坂出市上下水道工事 業協同組合 坂出市番の州公園3-2	28,102,800	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	
120	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	善通寺市上下水道工 業協同組合 善通寺市文京町3-3-1	12,045,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	
121	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	宇多津町上下水道工 業協同組合 綾歌郡宇多津町1900	2,244,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	
122	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	琴平町水道工事業協 同組合 仲多度郡琴平町191	3,388,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
123	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	多度津町上水道工事 業協同組合 仲多度郡多度津町若 葉町9-8	5,940,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約締結した。	
124	中讃ブロック統括 センター 水道整備課	水道維持修繕等対 応業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	まんのう町上下水道工 事業協同組合 仲多度郡まんのう町公 文810-1	3,894,000	第2号	本業務の実施に当たり、受託者を公募したと ころ、唯一応募のあった左記の事業者が受 託可能であると判断したため、随意契約によ り契約締結した。	
125	中讃ブロック統括 センター 給水課	丸亀市水道管理シ ステム更新保守業 務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	コンピューターシステム (株) 愛媛県松山市一番町 3-2-11	6,930,000	第2号	水道施設情報管理システムに、管路情報の 追加・修正を行うものであり、当該システム の納入業者でなければ本業務を実施するこ とができないため、随意契約により契約を締 結した。	
126	中讃ブロック統括 センター 給水課	坂出市水道管理シ ステム更新保守業 務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和6年3月31日	(株)総合コンサルタンツ 坂出市川津町6328-1	4,455,000	第2号	水道施設情報管理システムに、管路情報の 追加・修正を行うものであり、当該システム の納入業者でなければ本業務を実施するこ とができないため、随意契約により契約を締 結した。	
127	中讃ブロック統括 センター 給水課	善通寺市水道管理 システム更新保守 業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	フジ地中情報(株)四国営 業所 高松市伏石町2088-22	2,530,000	第2号	水道施設情報管理システムに、管路情報の 追加・修正を行うものであり、当該システム の納入業者でなければ本業務を実施するこ とができないため、随意契約により契約を締 結した。	
128	中讃ブロック統括 センター 給水課	善通寺市水道管理 システムファイリ ング登録業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和6年3月15日	フジ地中情報(株)四国営 業所 高松市伏石町2088-22	4,400,000	第2号	水道施設情報管理システムに、給水台帳及 び竣工図の追加登録を行うものであり、当 該システムの納入業者でなければ本業務を 実施することができないため、随意契約によ り契約を締結した。	
129	中讃ブロック統括 センター 給水課	宇多津町水道管理 システム更新保守 業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和6年3月31日	(株)五星 三豊市高瀬町下勝間 670-1	5,225,000	第2号	水道施設情報管理システムに、管路情報の 追加・修正を行うものであり、当該システム の納入業者でなければ本業務を実施するこ とができないため、随意契約により契約を締 結した。	
130	中讃ブロック統括 センター 給水課	多度津町水道管理 システム更新保守 業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和6年3月31日	アジア航測(株)四国支店 高松市寿町1-4-3	3,047,000	第2号	水道施設情報管理システムに、管路情報の 追加・修正を行うものであり、当該システム の納入業者でなければ本業務を実施するこ とができないため、随意契約により契約を締 結した。	
131	中讃ブロック統括 センター 給水課	まんのう町水道管 理システム更新保 守業務	令和5年5月26日	令和5年5月26日 ～ 令和6年3月31日	(株)五星 三豊市高瀬町下勝間 670-1	2,695,000	第2号	水道施設情報管理システムに、管路情報の 追加・修正を行うものであり、当該システム の納入業者でなければ本業務を実施するこ とができないため、随意契約により契約を締 結した。	
132	中讃ブロック統括 センター 浄水課	水道用次亜塩素酸 ナトリウム(まんの う町・坂出市)ほか2 件	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)真屋商店 高松市大工町1-11	水道用次亜塩素酸ナトリウ ム(バックインボックス) 4,708円 水道用ポリ塩化アルミニウム (バックインボックス) 4,840円 水道用ポリ塩化アルミニウム (超高塩基度品) 91.85円	第2号	本契約は複数単価契約であり、その性質が 競争入札に適さない(総額が予定価格の範 囲内で最も安価であり、かつ、各単価が予定 価格の範囲内であることを要する)ため、随 意契約により契約を締結した。	複数単価 契約予定 総額 3,350,270 円

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
133	中讃ブロック統括 センター 浄水課	固形硫酸バンド(多 度津町)ほか2件	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	増田薬品(株) 高松市錦町1-13-21	固形硫酸バンド 140.80円 重亜硫酸ソーダ(SBS) 162.80円 クエン酸(国産品) 1,078.00円	第2号	本契約は複数単価契約であり、その性質が競争入札に適さない(総額が予定価格の範囲内で最も安価であり、かつ、各単価が予定価格の範囲内であることを要する)ため、随意契約により契約を締結した。	複数単価 契約予定 総額 1,617,990 円
134	中讃ブロック統括 センター 浄水課	丸亀市浄水場他計 器保守点検業務委 託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	メタウォーター(株)高松 営業所 高松市兵庫町8-1	8,844,000	第2号	本業務は、丸亀市浄水場他35個所に設置している情報機器及び計測機器の保守点検管理を行うものである。当該施設に設置している機器及びソフトウェアの構成はメタウォーター(株)が独自の特製製品や技術等を使用しており、他社では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
135	中讃ブロック統括 センター 浄水課	丸亀市金倉浄水場 他5件施設防犯監 視業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前 1-5-1	11,283,360	第2号	本業務は、現在セコム(株)と契約しており、当該業務委託を競争入札による契約とした場合、配線及び各種機器等の撤去・再設置が必要になり、契約金額が大幅に上昇し、さらに継続的な施設警備にも支障をきたすことになる為、随意契約により契約を締結した。	長期継続 契約
136	中讃ブロック統括 センター 浄水課	丸亀市水道施設除 草業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人丸亀市 シルバー人材センター 丸亀市塩屋町5-6-1	3,870,000	第3号	本業務について、高齢者等の雇用の安定に資する団体を受託対象として公募を行ったところ、応募者は、左記の事業者のみであり、選定基準に基づき審査したところ、適当と認められたため、随意契約により契約を締結した。	
137	中讃ブロック統括 センター 浄水課	坂出市水道施設除 草業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人坂出市 シルバー人材センター 坂出市入船町1-7-18	人件費 (1人1回当り) 6,050円 道具・機械損料 (1人1回当り) 1,320円 写真代 (1枚当り) 210円 事務費 (1人1回当り) 605円	第3号	本業務について、高齢者等の雇用の安定に資する団体を受託対象として公募を行ったところ、応募者は、左記の事業者のみであり、選定基準に基づき審査したところ、適当と認められたため、随意契約により契約を締結した。	単価契約 予定総額 2,617,485 円
138	中讃ブロック統括 センター 浄水課	坂出市鴨川浄水場 水質自動測定装置 保守点検業務	令和5年9月27日	令和5年9月27日 ～ 令和6年3月22日	(株)日進機械 高松市一宮町744-1	1,936,000	第2号	本業務に係る水質自動測定装置は(株)日進機械が独自の特製製品や技術等を使用し、施工したものであり、その構造や性能等を熟知していることから、他社では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	
139	中讃ブロック統括 センター 浄水課	坂出市鴨川浄水場 中央監視設備保守 点検業務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	メタウォーター(株)高松 営業所 高松市兵庫町8-1	2,585,000	第2号	本業務に係る中央監視設備はメタウォーター(株)が独自の特製製品や技術等を使用し、施工したものであり、その構造や性能等を熟知していることから、他社では履行の信頼性を担保できないため、随意契約により契約を締結した。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を 含む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
140	中讃ブロック統括 センター 浄水課	坂出地区水道施設 中央監視通信サー ビス	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	メタウォーター(株)高松 営業所 高松市兵庫町8-1	2,731,080	第2号	本業務に係る中央監視設備はメタウォーター (株)が独自の特殊製品や技術等を使用し、施 工したものであり、その構造や性能等を熟知 していることから、他社では履行の信頼性を 担保できないため、随意契約により契約を締 結した。	
141	中讃ブロック統括 センター 浄水課	まんのう町水道施 設内除草及び汚泥 かき取り業務	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	社会福祉法人鵜足津 福祉会 綾歌郡宇多津町浜五 番丁53-11	1,892,000	第3号	本業務について、障害福祉サービス事業を 行う施設を受託対象として公募を行ったと ころ、応募者は、左記の事業者のみであり、選 定基準に基づき審査したところ、適当と認め られたため、随意契約により契約を締結し た。	
142	西讃ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務(観音寺市)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	観音寺市上下水道工 事業協同組合 観音寺市坂本町1-1-1	7,286,400	第2号	本業務の実施に当り、受託者を公募したと ころ、応募意思表明が1者のみであり、審査し た結果、資格要件にすべて該当し、金額的 にも適正な価格が提案されたので随意契約 により契約を締結した。	
143	西讃ブロック統括 センター 工務課	水道管理システム データ更新業務(観 音寺市)	令和5年5月12日	令和5年5月12日 ～ 令和6年3月15日	(株)五星 三豊市高瀬町下勝間 670-1	5,467,000	第2号	本業務は水道管理システムの配管・給水・修 繕工事データを更新する業務であり、他業者 が履行した場合、当該システムの運用に著し く、支障をきたすおそれがあるため、開発業 者である(株)五星と随意契約により契約を締 結した。	
144	西讃ブロック統括 センター 工務課	水道維持修繕等対 応業務(三豊市)	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	三豊市上下水道工事 業協同組合 三豊市高瀬町上勝間 2517-1	29,436,000	第2号	本業務の実施に当り、受託者を公募したと ころ、応募意思表明が1者のみであり、審査し た結果、資格要件にすべて該当し、金額的 にも適正な価格が提案されたので随意契約 により契約を締結した。	
145	西讃ブロック統括 センター 工務課	水道管理システム データ更新業務(三 豊市)	令和5年5月29日	令和5年5月29日 ～ 令和6年3月15日	(株)五星 三豊市高瀬町下勝間 670-1	6,270,000	第2号	本業務は水道管理システムの配管・給水・修 繕工事データを更新する業務であり、他業者 が履行した場合、当該システムの運用に著し く、支障をきたすおそれがあるため、開発業 者である(株)五星と随意契約により契約を締 結した。	
146	西讃ブロック統括 センター 総務課	水道メーター取替等 業務(三豊市給水 区域全域)	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	三豊市上下水道工事 業協同組合 三豊市高瀬町上勝間 2517-1	別紙1(西讃BC)のとおり	第2号	本業務の実施に当り、受託者を公募したと ころ、応募意思表明が1者のみであり、審査し た結果、資格要件にすべて該当し、金額的 にも適正な価格が提案されたので随意契約 により契約を締結した。	単価契約 予定総額 11,431,750 円
147	西讃ブロック統括 センター 総務課	水道メーター取替等 業務(観音寺市給 水区域全域)	令和5年4月3日	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	観音寺市上下水道工 事業協同組合 観音寺市坂本町1-1-1	別紙2(西讃BC)のとおり	第2号	本業務の実施に当り、受託者を公募したと ころ、応募意思表明が1者のみであり、審査し た結果、資格要件にすべて該当し、金額的 にも適正な価格が提案されたので随意契約 により契約を締結した。	単価契約 予定総額 15,397,700 円
148	西讃ブロック統括 センター 工務課	水道施設内除草 業務(観音寺地区)	令和5年4月24日	令和5年4月24日 ～ 令和6年3月31日	公益社団法人観音寺 市シルバー人材セン ター 観音寺市栄町3-1-8	1,392,900	第3号	本業務について、高齢者等の雇用の安定 に資する団体を受託対象として公募を行った ところ、応募者は左記の事業者のみであり、 選定基準に基づき審査したところ、適当と認 められたため、随意契約により契約を締結し た。	

番号	事業実施 所属名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含 む]	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項の根 拠条項	随意契約の理由	備考
149	西讃ブロック統括 センター 工務課	香川県広域水道企 業団豊中町・樋盛・ 汐木浄水場施設等 運転監視・点検業 務委託	令和5年4月1日	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	三豊市上下水道工事 業協同組合 三豊市高瀬町上勝間 2517-1	132,000,000	第2号	本業務の実施に当り、受託者を公募したところ、応募意思表示が1者のみであり、審査した結果、資格要件にすべて該当し、金額的にも適正な価格が提案されたので随意契約により契約を締結した。	
150	西讃ブロック統括 センター 工務課	水道施設内除草清 掃業務(三豊市)	令和5年4月24日	令和5年4月24日 ～ 令和6年1月31日	公益社団法人三豊市 シルバー人材センター 三豊市山本町財田西 375	4,100,800	第3号	本業務について、高齢者等の雇用の安定に資する団体を受託対象として公募を行ったところ、応募者は左記の事業者のみであり、選定基準に基づき審査したところ、適当と認められたため、随意契約により契約を締結した。	